



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 子ども虐待対応イギリス政府ガイドライン “Working Together” に関する研究：子どもの意見尊重の側面に着目して                    |
| Author(s)        | 西岡, 咲季                                                                            |
| Citation         | 教育福祉研究, 25, 99-114                                                                |
| Issue Date       | 2021-09-17                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/82709">https://hdl.handle.net/2115/82709</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 090-0919-6226-25.pdf                                                              |



# 子ども虐待対応イギリス政府ガイドライン “Working Together”に関する研究 —子どもの意見尊重の側面に着目して—

西岡 咲季

## 1. はじめに

子ども虐待対応において、「子どもの最善の利益」<sup>1)</sup>の保障のためには子どもの意見・意志を介入から支援まで反映させる必要がある。虐待を受けた、もしくは受ける可能性のある子どもを含む社会的養護下にある(あった)子ども、「依存できない家族」の下で育つ子どもは、家庭に戻れないことや施設・里親家庭で暮らすことなどを自分自身で決めたわけではなく、自分の人生において重要な部分を大人たち(社会)に決められ、翻弄され、主体であることが許されてこなかった。その人生のコントロール権を取り戻し主体となるためには、大人たちが子どもの意見・声を聴くことが必要である(谷口 2020、永野 2020)。日本において子ども虐待対応の中心的役割を担うのは児童相談所であるが、子ども自身の選択や十分な合意形成が重視されないまま子どもの最善の利益の追求が進むことで、子どもにとって児童相談所は「自らの意志を超えた決定権を持つ」というある種の権力を持った状態として認識されてしまう(谷口 2020)。これは児童相談所に限らず、子どもに関わる人々や組織も同様に「ある種権力を持った」状態として認識される可能性が大いにある。しかし、子どもの思いや意見と大人が考える子どもの最善の利益は対立することがあるからこそ、大人は援助の方針や子どもが置かれている状況や生活環境を丁寧に説明し、子どもとの合意形成をはかるべきである。

そのためには、子どもの声を聴く際に大人側に求められる共通の理念や子どもに対する姿勢を明

確にすることが重要である。日本においては、児童相談所の運営指針<sup>2)</sup>において、「子どもの最善の利益」の保障のために子どもの意向意見を聴いて、尊重し、子どもの処遇等にできるだけ反映させようという姿勢が読み取れ、援助指針(方針)の策定には可能な限り子どもと協議を行うなどの参加を得ることが望ましいとされている。さらに、地方自治体独自で子どもの意見表明を保障する取り組みをしているところもある(小野・薬師寺 2019、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2020)。しかし、国レベルで「子どもの最善の利益の保障のため」の具体的な手続きや方針が決められているわけではなく、不十分であるといえる。

そこで本論文では、子ども虐待対応における子どもの処遇決定などの場面で、子ども自身の意見を尊重する<sup>3)</sup>ために前提となる支援者側の姿勢や共通する理念は何かということ、子どもの意見尊重を含む子どもの権利擁護に積極的な取り組みの見られるイギリスの子ども虐待対応ガイドライン「Working Together」(以下 WT。なお WT の後ろに発行された年をつけることでどの年発行の WT か区別できるように表現する<sup>4)</sup>)を研究対象とし、その変遷をたどり明らかにすることを目的とする。

WT は「イギリスにおける児童虐待に関する最も重要な文献の一つ」(松本 2002: 8)であり、各地域の機関や専門家が個別、機関ごと、あるいはほかの機関や家族とともに、「子どもの安全を守り子どもの福祉を促進する」ためにどのように協働<sup>5)</sup>すべきか、国としての枠組みを提供することを目的とする。初版は 1991 年に発行され<sup>6)</sup>、

1999年、2006年、2010年、2013年、2015年と改訂されて、最新版は2018年に発行されている。1991年は内務省・保健省・教育科学省・ウェールズ事務所、1999年は保健省・内務省・教育雇用省の共同作成であったが、2006年からは特定の政府省庁ではなくイギリス政府が作成し発行している。改訂ごとに章の構成やページ数に大きな変更はあるが<sup>7)</sup>、主な内容は、関係機関の役割と責任、多機関協働のための取り決め、個別ケースの取り扱いやその具体的手順、ケースレビューとそこから得られた教訓、関連する法律やガイダンスの紹介である。全WTに共通しているのは1989年児童法<sup>8)</sup>の考え方であり、ガイドライン全体を通して貫かれている<sup>9)10)</sup>。

## 2. Working Together の変遷

本章では、WTの変遷を内容や章の構成、文書量が特に大きく改訂された年に注目して三期間に区切り、WT1991～WT1999を変遷1、WT2006～WT2010を変遷2、WT2013～WT2015・2018を変遷3とする。それぞれの変遷において、改訂の背景と要点を押さえつつ、WTにおいて重視されてきたことについて子どもの意見尊重に関わる部分を中心に確認する。なお、付録の表1はWTの変遷の概要とWTの改訂に関連する施策についてまとめている。本文中で触れることのできなかったものを含めて付記した。表2は各WTの章の構成とページ数の変遷を示している。

### (1) 変遷1—危険度の高いケース重視から幅広い対応へのシフト

WT1991は、子ども保護<sup>11)</sup>の手続きに関するこれまでのガイダンスを統合し、より効果的なものにする目的で1989年児童法の施行に合わせて出版された。副題の「A Guide to Arrangements for Inter-Agency Co-operation for the Protection of Children from Abuse」(子どもたちを虐待から守るための機関連携の取り決めに関する手引き)から明らかなように、虐待への対応方法と子ども保護制度の改善という観点で構成され、様々なケー

スから「危険度の高い」ケースを特定し区別できるようにすることに焦点があり、1989年児童法第17条の「子どもの安全を守り福祉を促進する」という観点の地方自治体が有する予防的義務については言及されなかった(Parton<sup>12)</sup> 2001b)。家族との協働や福祉に懸念のある子どもの希望やニーズ等の把握も、裁判の対象となるハイリスクな子どもへの対応のためとされた。ハイリスクのケース対応に関心が偏ってはいるが、5章「個別ケースでの協働」において個別ケースの対応での重要事項として、子どもの処遇を決める手続きに対する助言の中で子どもの参加や意見尊重に触れている。具体的には、「子どもを重視する(Focus on the Child)」という項目において、子どものニーズを意識するために子どもの調査やアセスメントに重点を置き、その際には子どもが安心できるように支援すること、状況に応じて親戚や友人等の同席を考慮すること、子どもとのコミュニケーションは応答性と受容性のある方法で行われ、子どものペースを考慮し理解できる言葉を使用することなどを助言している。また、家族や機関との協働について、まず家族との協働は子どもと家族のためにより良い結果につながることから子ども保護の手続きへの家族の関与の重要性が強調されている。機関との協働に関しては、優れた子ども保護活動には優れた機関同士の連携が必要であり、多分野にまたがる機関同士の協働作業は虐待から子どもを守ろうとするために不可欠なプロセスであると説明されている。さらに子ども保護での機関同士の協働は難しく複雑であるという前提のもと、協働を効果的なものにするためにWT1991ではACPC(地域子ども保護委員会)<sup>13)</sup>の設置を定め、その運用の助言を述べている。

WT1999では、子ども保護制度をより広い子ども・家族支援施策の中に位置づけることが強調された。それは、これまでの子ども保護制度やその運用が子どもを親から分離すべきかどうかという狭い範囲に関心が偏り、結果として援助を必要としている子ども・家族に支援が届いていないのではないかという反省からであり、改訂には「子ど

も保護：調査研究が訴えること」<sup>14)</sup>の刊行、地方自治体の育成のもとにいる子ども<sup>15)</sup>の受けるケアの水準の低さ<sup>16)</sup>、労働党政権の登場が影響している(松本 2002:11-12)。このことは、副題が「the Protection of Children from Abuse」から、「保護」や「虐待」といった言葉を削除し、「Safeguard and Promote the Welfare of Children」<sup>17)</sup>へと変更されたことから確認できる(Parton 2011a、田邊 2006)。このほか、副題は「Inter-Agency Co-operation」から「Inter-Agency Working」へ変更されており、子どものケアは地方自治体のすべての部局の責任であり、これまで以上に地方自治体各部局に協働への積極的な取り組みを要請しているためであった(田邊 2006)。子どもの手続きへの参加や意見尊重については、7章「重要な基本原則」の「子ども、家族との協同作業」において重要な基本原則として「子どもとの関係づくり(Involving Children)」という項目があり、具体的には以下のように述べられている。

一定の年齢に達して理解力を備えている子どもは、自分の安全と安寧のために何が必要か自覚しているものだ。子どもの声やその思いを聴きとるには子どもの信頼を勝ち取る能力や安心感を促す能力など、訓練や特別なスキルが必要である。子どもは世話をしてくれるものに義理を感じ、彼らの不利になるようなことは言いたがらず、胸中に秘めていることを他人と分かち合おうとは思わず、自分の身に起こったことをうまく言い表す言葉をもたない子どももいる。報復を恐れて、または家族から引き離されるのをおそれて何も言えない子どももいる。

子どもはさまざまな決定や計画の過程に自分がどの程度どのように関わることになるのか理解する必要がある。子ども保護の手続きの進め方や、子どもたちはどのようにかわれるのか、自分の未来に関する決定に参加できるのだということを子どもが理解できるように援助する必要がある。決定は、最終的には子どもや専門家、親や家族、そのほかの関係者から得られたすべ

ての情報に照らして行われるということも、同時に理解してもらう必要がある。

(Department of Health et al. 1999：訳書 106)

WT1991 では個別ケースの取り扱いや子ども保護会議の文脈の中で触れられていたが、WT1999 では子ども保護の手続き全体に関わる基本原則として子どもの状況を考慮してより具体的に述べられることで、さらに重要視されるようになったと考えられる。

## (2) 変遷 2—目的の詳細な定義と予防介入へのシフト

WT2006 では、これまでに明確にされていなかった「safeguard and promote the welfare of children」という目的が詳細に定義され、以下のように説明されている。

子どもの安全を守り子どもの福祉を促進することは、このガイダンスの目的として、虐待やネグレクトから子どもを守り、健康や発達の阻害を防ぎ、子どもが安全で効果的なケアを一貫して受けられる環境で成長することで、最適な人生のチャンスを得て無事に大人になることができるようなプロセスである

(HM Government 2006: 34-35)

「child protection」については別途定義され、WT2006 以前における意味合いに比べ限定的なものになっている<sup>18)</sup>。子どもの保護は不可欠だがそれだけでは不十分で、あくまで「子どもの安全保障と福祉の促進」のための幅広い活動の一環であり、なるべく子どもを危害から守るための親子分離が減るようにすることを目指している(HM Government 2006: 35)。つまり、虐待やネグレクトからの子どもの保護はすべての子どもや家族のニーズを満たすために提供される幅広い支援やサービスから切り離して考えるべきではない(Parton 2011a)と改めて強調される形となった。WT2006 の改訂には、2000年に起きた子どもの虐待死事件<sup>19)</sup>と関連する調査報告書<sup>20)</sup>、それらに

対する政府の回答として、調査報告書に沿って今後の児童福祉の方向性を示した改革案である2003年発表の政府緑書「Every Child Matters」<sup>21)</sup>（以下 ECM とする）、その後発表された2004年児童法が影響している。改訂に特に大きく影響した ECM では、幼少期の予防介入の実施が目指され、WT2006においても虐待の予防の方向にシフトした。さらに、政策の中心に子どもをおくという ECM を受けた政府の意図が反映され（Parton 2011b）、5章の「個別ケースの取り扱い」において手続きの重要事項として「子ども中心（Child-centred）」という項目が設けられた。同じような内容は WT1999 でも述べられているが、「大人との関係を優先し子どもを見失った」（HM Government 2006: 99）という虐待死亡事件での失敗を踏まえることで、さらに重要性を強調しているといえる。そして、関係機関の効果的な協働のために設置されていた ACPC は、LSCB（地域子ども安全委員会）<sup>22)</sup>へと置き換えることが要請され、2004年児童法において法制化された。WT2006においても LSCB についての助言があり、地域での責任体制と機関連携の一層の強化を図ることとされた（松本 2007: 95-96）。

WT2010 は、WT2006 と章の構成やレイアウトは似ているものの、文書の長さや複雑さが増した。世間の大きな関心を受けた2007年の子どもの虐待死亡事件<sup>23)</sup>と事件に伴って行われた調査の報告書<sup>24)</sup>、「イングランドにおける子ども保護：アクションプラン」<sup>25)</sup>の勧告に対応して改訂が行われ、個別ケースの取り扱い、子ども死亡事例レビュー、シリアスケースレビューのページ数が大きく増加し、補足のガイダンスの情報も追加された。意見尊重に関しても進展があり、WT2006で追加された「Child-centred」に加えて1章「序論：子どもと家族の安全保障と福祉の促進のための協働」に「子どもを重視する（The child in focus）」という項目が増えている。本文では、ラミング卿の報告書で指摘されている「現場の職員が子どもをひとりひとりの人間として理解し、日常的に子どもの状況が子どもにとってどのように感じられ

ているかを考えることの重要性」と、Ofsted のレビュー<sup>26)</sup>から「すべての専門職が、子どもの視点と経験から状況を見て、子どもを見て話し、子どもの話を聞き、子どもの様子を観察し、子どもの意見を真剣に考慮して子どものニーズを支援することができなかったことが、おそらく子ども保護活動において最も一貫した唯一の失敗である」という指摘（HM Government 2010: 32-33）を引用しており、「The child in focus」はこれらを受けて追加されたものと思われる。この項目では、継続して効果的に子どもに焦点を当てる行動について以下のように具体的に列挙している。

- 子どもとの直接的な関係を築くこと
- 子どもの状況やニーズについて、子どもから情報を得ること
- 現在の状況や将来の計画や希望など、子どもの希望や感情を引き出すこと
- 専門家が見た現在の状況と、将来起こりうる行動や介入について、正直で正確な情報を子どもに提供すること
- 重要な意思決定に子どもを参加させること
- 子どもの保護と援助を受ける権利について適切な情報を提供すること
- 子どもが必要としている、あるいは利用可能なサービスや支援について、子どもたちに意見を求めること
- 子どもが自分の意見を表明し、意思決定に影響を与えることができるように、子どもが独立した助言や支援（例えば、アドボケイターや子どもの権利担当者を通じて）を受けることができるようにすること
- 子どもたちの意見や経験を引き出し、それに応えることの重要性は、職員の採用、専門的な監督、業績管理、そして組織のより広い目的と発展のための決定的な特徴であること

（HM Government 2010: 33-34）

内容自体は WT2010 以前の WT 内でも触れられていることではあるが、WT2010 では1章で重要

原則として位置づけたことでその重要性が再確認されている。

### (3) 変遷 3—専門家の専門性重視のためのガイドダンス簡素化と「子ども中心」のシステム

WT2013 の改訂にはムンローレビュー<sup>27)</sup> が大きく関係している。レビューでは、子ども保護活動についての政府の規定や法定ガイダンスがあまりに広範にわたり、子どものニーズに焦点を当てて子どもを中心とした活動を行う実務者やその管理者の能力が制限されているため、ガイダンスは本質的なルールと優れた実践を支える原則のみに焦点を当てるようにすることが提言された。これにより、子ども保護に関する手続きのほとんどは WT2010 と同様であるが、これまでのガイダンスを合理化して簡潔に書かれ、WT2010 と比較してページ数が大幅に減少した<sup>28)</sup>。さらにレビューでは、「子どもの保護制度は、子どもや若者が年齢や成熟度に応じて、子どもに関する重要な決定に参加する権利を含め権利を持つ個人であることを認識した、子ども中心のもでなければならない」(Munro 2011: 24) と述べられ、WT2013 にもこのことが明確に反映されている。本文では、イントロダクションにおいて「……効果的な子ども保護は子どもを制度の中心に置き、すべての個人・機関がそれぞれの役割を十分に果たし、最も脆弱な子どもたちのニーズを満たすために協力しあうことによってのみ達成される」(HM Government 2013: 8) として、「子どもの安全保障のための子ども中心協働アプローチ」(A child-centred and coordinated approach to safeguarding) という項目が追加された。このアプローチの考え方は、1989 年児童法、2010 年平等法、国連子どもの権利条約に支えられており (HM Government 2013: 9)、以下のように説明されている。

- 子どもの安全保障はすべての人の責任である：子ども保護サービスが効果的であるためには各専門職や組織がそれぞれの役割を十分に果たすべきである
- 子ども中心のアプローチ<sup>29)</sup>：支援が効果的であ

るためには、子どものニーズや意見を明確に理解したうえでサービスを提供する必要がある

(HM Government 2013: 8)

WT2010 の 1 章にあった「The child in focus」の項目は削除されてはいるが、その考え方自体は WT2013 以降も「子ども中心」のシステムやアプローチとして引き継がれ、イントロダクションで触れることによってより重視していると考えられる。さらに、これまでの WT で個別ケースの取り扱いでの重要事項として述べられていたことは、WT2013 でもムンローレビューの勧告に従う形で簡略化され、1 章「ニーズのアセスメントと支援の提供」において重要原則として引き継がれている。

WT2015、2018 は WT2013 と大きくは変わらない。WT2018 の改訂には LSCB の役割と機能についてレビュー<sup>30)</sup> が反映され、各機関からの代表は各機関で影響力を持つ子どもの安全保障に特化した専任とすること、関係機関の協働のための LSCB を LSP (地域安全保障パートナー)<sup>31)</sup> とし、単なる委員会ではなく協働するパートナーとして位置づけられた (増田・田中 2018)。本文においても LSP の協働促進に向けた助言がなされている。

### 3. WT における意見尊重に関する重要な点

イギリスの法定ガイドラインである「Working Together」の変遷について、その時々の改訂の背景と要点を押さえつつ、子どもの意見尊重に関わる部分を中心に確認してきた。そこから、子ども虐待対応において子どもの意見尊重のために必要な共通理念や支援者側の姿勢について、WT の中で常に意識され関連施策と関わりながら改訂のたびに強調されていることを以下三点にまとめる。

一点目は「子どもの安全保障と福祉の促進」という目的である。すべての WT において考慮される 1989 年児童法の「子どもの安全保障と福祉の促進」という理念は、WT の目的であり常に意

識されている。特に「子どもの安全保障」に関しては、子どもの虐待死亡事件やその報告書等の勧告を受け改訂を重ねるにつれて、「子どもを虐待から保護する (child protection)」という狭義の目的からより広い意味の「子どもの安全保障 (safeguard)」へと、ハイリスクな子どもだけでなくすべての子どもたちを対象にするという方向性に移行した。WT1991 では副題が「the Protection of Children from Abuse」とされたことから明らかなようにハイリスクなケースへの対応に偏っており、1989 年児童法の理念については言及されていなかった。WT1999 では副題が変更されて「子どもの安全保障」について触れられ、WT2006 では「福祉の促進」と合わせて「虐待やネグレクトから子どもを守り、健康や発達の障害を防ぎ、子どもが安全で効果的なケアを一貫して受けられる環境で成長することで、最適な人生のチャンスを得て無事に大人になることができるようなプロセス」(HM Government 2006: 34-25) と定義された。子どもを虐待から守るために、ハイリスクな子どもの特定や親子分離を進めるだけでなく、より幅広い支援やサービスなど予防の観点を含むことは、子どもの意見尊重を考える以前に虐待対応のあり方を考える上で基本となる。

二点目は「子ども中心」であることだ。ムンローレビューで子ども保護制度は「子ども中心」のシステムでなければならないとされ、WT2013 以降「支援が効果的であるためには、子どものニーズや意見を明確に理解したうえでサービスを提供する必要がある」(HM Government 2013: 8) として「子ども中心のアプローチ」についてイントロダクションに示されている。それ以前の WT については、WT1991、1999 では「子ども中心」という言葉は用いられていないが、個別ケースの取り扱いでの重要事項として年齢や理解力を考慮して子どもの声や想いを聴き取り処遇に反映することや実際の子ども保護手続きへの積極的な参加が推奨され参加時の考慮も述べられている。WT2006 では WT1999 と同じような内容の重要事項のひとつに「Child-centred」という項目名が付き、

WT2010 はそれらに加えて 1 章に「The child in focus」という継続して効果的に子どもに焦点を当てる行動を説明した項目が位置付けられた。表現の仕方や取り上げられている章は異なるものの、すべての WT において「子ども中心」の考え方が貫かれており、改訂を重ねるにつれて虐待対応全体に関わる前提の重要原則として捉えられ、効果的な子ども保護制度に不可欠なものとしてより重要視されるようになったと考えられる。この「子ども中心」の考え方は子どもの意見尊重そのものである。

三点目は「協働」である。「Working Together」というタイトルからも明らかなが、すべての WT において、子どもの安全保障と福祉の促進の達成には子どもと関わるすべての専門職、関係機関、子どもを含む家族との協働の重要性が述べられている。多機関での協働は、複合的な課題を抱えるケースに対し分野横断的な支援を提供するために、多様な社会資源の活用が不可欠な子ども虐待対応において必須である。効果的な協働のために設置される委員会は、ACPC、LSCB、LSP とこれまでの経験とその教訓を生かして発展し、協働促進に向けた助言はすべての WT においてなされている。家族との協働についても、子ども保護手続きの全段階への積極的な参加を勧め、子どもの利益、子どもの福祉が最優先という大前提のもとではあるが、親子分離された場合でも子どもに関する決定にできる限り関わるのが原則だとされている。子どもの意見を尊重するためには、個々の専門家が子どもの希望や意志を聴き取るだけでなく、専門家、関係機関、家族がそれにこたえられるように関係を築き、それぞれが責任をもって役割を遂行する必要がある。

以上三点は、子どもの意見尊重を保障する上での前提として子どもに関わる者全員が持つべき共通理念であり、子どもに対する姿勢であると判断できる。本論文では WT の子ども虐待対応ガイドラインとしての良し悪しについては言及しないが、子どもの最善の利益の保障のために子どもの意見を反映させられるようなガイドラインのあり

方として WT は参考になるだろう。

## 注

- 1) 子どもの権利条約における一般原則のひとつである。
- 2) 厚生労働省 (2020)「児童相談所運営指針」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000375442.pdf> 閲覧日: 2020 年 12 月 15 日)
- 3) 本論文での「子どもの意見尊重」には、子どもの権利条約第 12 条の「意見表明・参加する権利」が前提にある。第 12 条では、自分の意見を形成する能力のある子どもが、自分に影響を及ぼすすべてのことについて自由に意見を表明する権利を持ち、子どもの意見は年齢および成熟度に従って考慮されることが示されている。
- 4) 例えば 1991 年度版の WT なら「WT1991」と表記する。
- 5) 本論文では「Working Together」の日本語訳として、「同じ目的のために、協力して働くこと」(小野正弘他編 (2015) 三省堂現代新国語辞典第 5 版、三省堂、p.346) という意味を持つ「協働」を基本的に当てることとする。なお、文脈や引用する文献に合わせて協同、共同、連携などの訳をあてている場合もある。
- 6) ただし、Parton (2011b) によれば、1988 年に初版「Working Together: A Guide to Inter-Agency Co-operation for the Protection of Children from Abuse.」(Department of Health and Social Security and the Welsh Office, London, HMSO) がイギリス政府の最初の子どもの保護に関するガイダンスとして発行されており、WT1991 も WT1988 の子ども虐待への対応と子ども保護制度の改善という観点での構成を非常に忠実に踏襲しているという。また田邊 (2006) は、WT1988 は児童虐待における専門家の協働手順を段階的に解説したものであると説明している。しかし本論文では、WT1991 において「WT1988 の改訂版である」という主旨の記述が見られないこと (そのほかの WT においては前版からの改訂であることが必ず示されている)、そして「WT には 1989 年児童法の考え方が貫かれてい
- る」点を重視しているため、1989 年児童法発行以前に発表された WT1988 については扱わない。なお、Parton については注 12 を参照のこと。
- 7) 各 WT の章の構成や文書量の変化については付録の表 2 を参照のこと。
- 8) これまでの関連法を一つに統合し、子どもへの福祉サービスの提供や子どもの保護、養育等に関する法律。子どもの福祉は「至高の考慮事項 (paramount consideration)」(the Children Act 1989, 1, (1)) と記されたことで、1989 年児童法は「子の福祉を最優先するという前提の下で、親、子、地方自治体の権利、責任、義務に配慮しながら、虐待から子を予防し保護するという難問に挑戦した法律」(田邊 2006: 198) である。
- 9) そのほか、国連子どもの権利条約の原則、ヨーロッパ人権条約、2004 年児童法、2010 年平等法などが考慮され、各 WT の発行時点における関連法規が勘案されている。
- 10) WT で想定されている読者は、公的機関、非営利団体、独立法人に関わらず、子どもやその家族と関わりを持つ仕事の従事者全員であるとされ、基本的にイングランドに適用される。
- 11) 松本 (2002) によると、イギリスにおいて子ども保護 (child protection) は子どもの分離・保護にとどまらず広く児童虐待に対する対応過程を総称するという。本論文においても、基本的に「子ども保護」はそのような意味合いで用いている。ただし、WT2006、2010 では「虐待やネグレクトの結果、苦しんでいるまたは苦しんでいる危険性があると判断された個人個人の子どもの保護するプロセス」(HM Government 2006: 27, HM Government 2010: 27) と定義されているため、WT2006 以降の「child protection」に関しては単に「子ども保護」とせず、WT2006 等の意味での「child protection」は「虐待からの子どもの保護」、松本 (2002) の意味での「child protection」は「子ども保護制度」などと区別している。
- 12) Nigel Parton (1955-) はイングランドの Huddersfield 大学人間健康科学部教授であり、ソーシャルワーカーの資格を持ち、児童福祉、児童保護、

ソーシャルワークの分野で著書を出している (University of Huddersfield (<https://pure.hud.ac.uk/en/persons/nigel-parton> 閲覧日: 2021 年 1 月 25 日))。

- 13) Area Child Protection Committee (ACPC) は、子どもへのサービスを提供する機関の上級職員で構成される独立の委員会であり、地方自治体、保健医療関係、警察、保護観察局、NSPCC (全国子ども虐待防止協会) などの機関で構成される。主な活動内容は、個別ケースに適用される子ども保護手続きの作成・実施・評価、法手続きに関する助言とモニター、協働研修プログラムの開発と実施などであり、個別ケースにおける協働の支援だけでなく、政府レベルで決定された子ども保護施策を地方自治体レベルで具現化させ、その進捗状況を協働という視点から評価する責務がある (田邊 2006:317-318)。ACPC は 1989 年児童法で明確に法制化されているわけではないものの、1989 年児童法の基本理念等から判断すると協働の必要性は明白に述べられている (田邊 2006 : 316)。
- 14) 英タイトルは「*Child Protection: Messages from Research*」(1995, Department of Health, London, HMSO) である。47 条調査が虐待調査として頻繁に利用されている状況を実証的なデータで裏付けし、児童虐待の定義が再検討され、子育て支援により虐待から子どもを予防し保護するという 1989 年児童法の理念に立ち戻り、子育て支援 (family support) と児童虐待防止 (child protection) のバランスの見直しを勧告した。専門家の介入に至らなくても子どもが長期間不適切な扱いを受けた場合は虐待であり、これまではハイリスクな子どもが児童虐待防止の対象であり、そうでない子どもが子育て支援の対象とみられていたが、子育て支援は予防ケアであると同時に児童虐待防止でもあると主張された (田邊 2006 : 28-29、236-238)。
- 15) 子どもが重大な危害を受けている、または受ける可能性がある場合、子どもを家庭環境から分離し、地方自治体のもとで安全な環境で支援を受ける。しかし、基本的には 1989 年児童法や 2004 年児童法の原則に従って子どもは両親から養育を受けることが子どもにとって最も良いとされ (このことは「子どもの安全保障のための子ども中心アプローチ (A child-centred approach to safeguard)」(HM Government 2018: 8) においても強調されている)、分離後も再統合を目指して支援を受ける。
- 16) 松本 (2002) によれば、親から分離されて保護された子どもの受けているケアの水準の低さや、里親や施設で虐待を受けていることが明るみに出てきたことが関係しているとし、例として 1974 年より続いていた北ウェールズの施設内での虐待事件などを挙げている。
- 17) WT を含む子ども虐待に関する公式のガイダンスで「safeguard」という言葉が使われたのは WT1999 が初めてであった。なお、詳細な定義は WT1999 ではなされていない。
- 18) 「child protection」の定義については注 11 を参照のこと。
- 19) 2000 年 2 月に起きたヴィクトリア・クリンビー虐待死亡事件のこと。多くの関係機関が関与し何度も介入の機会があったにも、関わらず一切対応されていなかったことが問題視された。
- 20) 英タイトルは「*The Victoria Climbié Inquiry: Report of an Inquiry by Lord Laming*」(2003, Lord Laming, Cm 5730, London, The Stationery Office) である。政府がラミング卿に依頼してクリンビー虐待死亡事件を調査し、国家レベル、地域レベルの施策に関して提言を行った (津崎 2013 : 223-224)。
- 21) 田邊 (2013) では「全ての子どもはかけがえのない存在である」という訳が当てられている。
- 22) 「Every Child Matters」では、子ども保護活動のための資源や上級職員のコミットメントの不足により、ACPC での取り決めがうまく機能していない地域があるという指摘を受け、住宅、保健、警察、保護観察などの機関の代表者で構成される Local Safeguarding Children Boards (LSCB) の設置義務を、ACPC に代えて地方自治体に課すことを法制化し、児童サービス局長が議長を務めることと提言された (Chief Secretary to the Treasury 2003: 73-74)。
- 23) 2007 年 8 月に起きたベビー P 虐待死亡事件のこと。関係機関と多くの接触があり、母親が虐待の疑

いで2度も逮捕されたのにも関わらず保護されなかった上、前述のクリンビー事件と同地区であったことなどから社会的な関心が高かった（田邊 2011）。

24) 英タイトルは「*The Protection of Children in England: A Progress Report*」（2009, Lord Laming, HC 330, London, The Stationery Office）である。ラミング卿によるクリンビー虐待死亡事件以降の児童社会サービス改革の進捗状況に関する全国調査報告書（ベビー P 事件調査報告書ではない）であり（田邊 2011：216）、WT2010 の更新・改訂版の公表は、この報告書の勧告の一部に対応するものであった（HM Government 2010: 30-31）。

25) 英タイトルは「*The Protection of Children in England: Action Plan The Government Response to Lord Laming*」（2009, HM Government, Cm 7589, London, Department for Children, Schools and Families）である。ラミング卿の勧告を受けて発表された（HM Government 2010: 30-31）。

26) 英タイトルは「*Learning lessons, taking action: Ofsted's evaluations of serious case reviews 1 April 2007 to 31 March 2008*」（2008, The Office for Standards in Education, Children's Services and Skills, London, Ofsted）である。2007 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までに実施された 50 件のシリアスケースレビューに対する Ofsted の評価が示されている。

27) 2007 年のベビー P 虐待死亡事件を受けてソーシャルワーカーへの信頼が世間的に失墜してしまい、政府がこの状況を受けてムンローを指名して実

施された、イングランドにおける子ども保護の状況についての独立レビューである（増沢・田中 2018）。このレビュー内における提言によって、子ども保護制度を過度に官僚化され規則遵守に重きを置いたものから、専門家の専門性を重視し、子どもと若者の安全と福祉に重きを置いた、つまり子どもと若者に焦点を制度への改革に役立てようとした（Munro 2011: 5）。

28) 章の構成の変化とページ数の減少については表 2 を参照されたい。

29) WT2018 では、子ども中心アプローチは「すべての子どもの安全保障と福祉の促進のための基本」であり、「子どもの人生に関する事項を決定するときに、子どもに焦点を当て、子どもや家族と協力して（working in partnership）活動すること」（HM Government 2018: 8）と説明され、WT2013 より明確になっているといえる。

30) 英タイトルは「*Wood Report: Review of the role and functions of Local Safeguarding Children Boards*」（2016, Wood, A, London, Department for Education）である。2016 年に政府が Allan Wood を指名して LSCB の役割と機能についてのレビューを命じたもの。

31) Local Safeguarding Partners (LSP) は、WT2018 本文では、LSP のパートナーである地方自治体、警察、クリニカル・コミッショニング・グループ（地方の医療サービスの主要なコミッショナー）の 3 機関が、地域のすべての子どもの安全保障と福祉の促進のために他の機関とともに働くための取り決めを行う義務があると述べている。

表1：「Working Together」の変遷の概要と改訂に関わる施策

| 変遷の要旨  | WT の変遷                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 関連施策         |                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 意見尊重に関わる変遷                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1989 年児童法の施行 | これまでの関連法を一つに統合し、子どもへの福祉サービスの提供や子どもの保護、養育等に関する法律。子どもの福祉は「至高の考慮事項 (paramount consideration)」(the Children Act 1989, 1. (1)) と記されたことで、1989 年児童法は「子の福祉を最優先する」という前提の下で、親、子、地方自治体の権利、責任、義務に配慮しながら、虐待から子を予防し保護するという難問に挑戦した法律」である (田邊 2006 : 198)。   |
| WT1991 | 危険度の高いケース重視から幅広い対応へのシフト (変遷 1) | <p>・様々なケースから「危険度の高い」ケースを特定し区別できるようにすることに焦点があり、1989 年児童法第 17 条の「子どもの安全を守り福祉を促進する」という観点の地方自治体が有する予防的義務については言及されなかった。</p> <p>・ 5 章「個別ケースでの協働」における重要事項として「子どもを重視する (Focus on the child)」という項目があり、子どものニーズを意識するために子どもの調査やアセスメントに重点を置き、その際には子どもが安心できるように支援すること、状況に応じて親戚や友人等の同僚を考慮すること、子どもとのコミュニケーションは応答性と受容性のある方法で行われ、子どものペースを考慮し理解できる言葉を使用することなどを助言している。</p> | 1989         | 「子どもも保護：調査研究が訴えること」<br>Department of Health (1995)<br><i>Child Protection: Messages from Research</i> , London, HMSO.                                                                                                                        |
|        |                                | <p>・子どもと家族のためのより良い結果につながることから、手続きへの家族の関与の重要性が強調されている。優れた子どもも保護活動には優れた機関同士との連携が必要だとし、協働を効果的なものにするために ACPQ (地域子ども保護委員会) の設置を定め、その運用の助言を述べている。</p>                                                                                                                                                                                                        | 1995         | 子育て支援により虐待から子どもを予防し保護するという 1989 年児童法の理念に立ち戻り、子育て支援 (family support) と児童虐待防止 (child protection) のバランスの見直しを勧告。子育て支援は予防ケアであると同時に児童虐待防止でもあると主張された (田邊 2006 : 28-29, 236-238)。                                                                    |
| WT1999 |                                | <p>・これまでの子ども保護制度やその運用が子どもを親から分離すべきかという狭い範囲に関心が偏り、結果として援助を必要としている子ども、家族に支援が留めていないのではないかとという反省から、子どもも保護制度をより広い子ども・家族支援施策の中に位置づけることが強調された。</p> <p>・ 7 章「重要な基本原則」において、子ども、家族と協同する際の重要原則の中に「子どもとの関係づくり (Involving Children)」という項目があり、子どもの意見尊重について子どもも保護の手続き全体に関わる基本原則として子どもどもの状況を考慮して具体的に述べられている。</p>                                                       | 1997         | ブレア政権下でのクオリティ・プロテクツ計画や社会福祉サービスの近代化 (Department of Health (1998) <i>Modernising Social Services: Promoting Independence, Improving Protection, Raising Standards</i> , Cm4169 The Stationery Office.) の計画の一環として、WT の改訂作業が位置づけられていた (松本 2002)。 |
|        |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2000         | ヴィクトリア・クリンビー虐待死亡事件                                                                                                                                                                                                                           |
|        |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2003         | 「ラミング報告書」<br>Lord Laming (2003) <i>The Victoria Climbié Inquiry: Report of an Inquiry by Lord Laming</i> , Cm5730, The Stationery Office.                                                                                                    |
|        |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              | 「Every Child Matters (ECM)」                                                                                                                                                                                                                  |
|        |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              | ヴィクトリア事件の報告書等に対する政府の回答として、調査報告書に沿って今後の児童福祉の方向性を示したインテグランドに住むすべての子どもとも子ども期を対象とする児童社会サービス改革案。目的は「子どもの保護」と「子どもの潜在能力を引き出すこと」であり、これらの目的を実現するにあたって幼少期の予防介入を実施することであった (田邊 2012 : 214)。                                                             |

| WT の変遷 |                         | 関連施策 |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| WT2006 |                         | 2004 | <p>ECM 等の施策文書で提言された児童社会サービス改革案が具体化され、教育、福祉、保健医療、少年司法の関係機関と専門職が、縦割りではなく統合的に児童社会サービスを提供し、児童の最善の利益を旨としたサービス提供の組織構造、戦略、管理運営の実施可能なインフラを構築するための法的枠組み（津崎 2013：232-236）。</p>                                                                                                            |
|        |                         | 2007 | <p>主に母親から繰り返し虐待を受け、生後17か月で死亡した事件。関係機関と多くの接点があり、母親が虐待の疑いで2度も逮捕されたにもかかわらず保護されなかった上、2000年のクリンビー事件と同地区で起こったことから社会的な関心が高かった（田邊 2011）。</p>                                                                                                                                            |
|        |                         | 2008 | <p>「Ofsted 報告書」<br/>The Office for Standards in Education, Children's Services and Skills (2008) <i>Learning lessons, taking action: Ofsted's evaluations of serious case reviews 1 April 2007 to 31 March 2008</i>. London, Ofsted.</p>                                        |
|        | 目的の詳細な定義と予防介入へのシフト（変遷2） | 2009 | <p>「ラミング報告書」<br/>Lord Laming (2009) <i>The Protection of Children in England: A Progress Report</i>, HC 330. London, The Stationery Office.</p>                                                                                                                                 |
|        |                         | 2011 | <p>「マンローレビュー」</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| WT2010 |                         |      | <p>2007年の虐待死亡事件を受けて、子どもの安全保障と福祉の促進のために中心的役割を担うソーシャルワーカーへの信頼が世間的に失墜してしまったため、政府はマンローを指名し、イングランドにおける子ども保護の状況についての独立の見直し（レビュー）が実施された（梅沢・田中 2018）。このレビューでの提言によって、子ども保護制度を過度に官僚化され規則遵守に重きを置いたものから、専門家の専門性を重視し、子どもと若者の安全と福祉に重きを置いた、つまり子どもと若者に焦点を当てた制度への改革に役立てようとした（Munro 2011: 5）。</p> |

| WT の変遷 |                                                          | 関連施策                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| WT2013 | <p>専門家の専門性重視のための<br/>ガイダンス簡素化と「子ども<br/>中心」のシステム（変遷3）</p> |                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| WT2015 |                                                          | <p>・イントロダクションにおいて、重要原則として「子どもの安全<br/>保障のための子ども中心協働アプローチ（A child-centred and<br/>coordinated approach to safeguarding）」という項目が設けられ、<br/>各専門職や組織がそれぞれの役割を十分に果たすべきであり、支<br/>援が効果的であるためには子どものニーズや意見を明確に理解し<br/>たうえでサービスを提供する必要があると説明している。</p> | <p>「ウッドレビュー」<br/>Wood, A. (2016) <i>Wood Report:<br/>Review of the role and functions<br/>of Local Safeguarding Children<br/>Boards</i>. London, Department for<br/>Education.</p>                                                                                                                                                                                       |
| WT2018 |                                                          | <p>・LSCB から置き換えられた LSP について、ACPC や LSCB と同<br/>様に助言が述べられている。</p>                                                                                                                                                                         | <p>2016</p> <p>政府が Allan Wood を指名して LSCB の役割と機能についてのレ<br/>ビューを命じたもの。会議には関連機関が参加するものの形骸化<br/>する傾向にあり、各機関の代表が決定事項を持ち帰っても目機関<br/>には反映していない状況もあったことが発覚した（増沢・田中<br/>2018、増沢 2019）。</p> <p>2017</p> <p>ウッドのレビューを受けて、各機関からの代表は兼任ではなく各<br/>機関で影響力を持つ子どもの安全保障に特化した専任とするこ<br/>と、LSCB を LSP（Local Safeguarding Partners）とし、単なる委<br/>員会ではなく協働するパートナーとして位置付けられた（増沢・<br/>田中 2018）。</p> |

注：筆者作成

表2:「Working Together」各版の章構成

| 文書名                                                                                                    | WT1991                                                                                      | WT1999                        | WT2006                                                                                                                                       | WT2010                                                                                                                                       | WT2013                                                                       | WT2015                                                                       | WT2018                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                        |                                                                                             |                               | Working Together to Safeguarding Children: Executive Summary<br>p.9-20<br>子どもの安全保障のためのワーキングトゥゲザー：要旨                                          | Working Together to Safeguarding Children: Executive Summary<br>p.7-21<br>子どもの安全保障のためのワーキングトゥゲザー：要旨                                          | Summary<br>要約<br>p.5-6                                                       |                                                                              |                                                                                              |
|                                                                                                        |                                                                                             | Preface<br>はじめに<br>p.vii-viii | Preface<br>はじめに<br>p.21-27                                                                                                                   | Preface<br>はじめに<br>p.22-27                                                                                                                   | Introduction<br>はじめに<br>p.7-10                                               | Introduction<br>はじめに<br>p.5-11                                               | Introduction<br>はじめに<br>p.5-11                                                               |
|                                                                                                        |                                                                                             |                               | 1 部<br>Statutory guidance<br>法定ガイダンス                                                                                                         | 1 部<br>Statutory Guidance<br>法定ガイダンス                                                                                                         |                                                                              |                                                                              |                                                                                              |
| 1 章<br>INTRODUCTION<br>序論<br>p.1-4                                                                     | 1 章<br>Working together to support children and families<br>子どもと家族を支援するための機関連携について<br>p.1-4 |                               | 1 章<br>Introduction: working together to safeguard and promote the welfare of children and families<br>序論：子どもと家族の安全保障と福祉の促進のための協働<br>p.31-38 | 1 章<br>Introduction: working together to safeguard and promote the welfare of children and families<br>序論：子どもと家族の安全保障と福祉の促進のための協働<br>p.29-39 | 1 章<br>Assessing need and providing help<br>ニーズのアクセスメントと支援の提供<br>p.11-46     | 1 章<br>Assessing need and providing help<br>ニーズのアクセスメントと支援の提供<br>p.12-51     | 1 章<br>Assessing need and providing help<br>ニーズのアクセスメントと支援の提供<br>p.12-54                     |
| 2 章<br>AREA CHILD PROTECTION COMMITTEES (ACPC)<br>地域子ども保護委員会<br>p.5-8                                  | 2 章<br>Some lessons from research and experience<br>調査研究と経験からわかってきたこと<br>p.5-12             |                               | 2 章<br>Roles and responsibility<br>関係機関の役割と責任<br>p.39-73                                                                                     | 2 章<br>Roles and responsibilities<br>関係機関の役割と責任<br>p.40-87                                                                                   | 2 章<br>Organisational responsibilities<br>組織の責任<br>p.47-57                   | 2 章<br>Organisational responsibilities<br>組織の責任<br>p.52-64                   | 2 章<br>Organisational responsibilities<br>組織の責任<br>p.55-71                                   |
| 3 章<br>SOME LEGAL AND ETHICAL CONSIDERATIONS<br>法的・倫理的配慮<br>p.9-14                                     | 3 章<br>Roles and responsibilities<br>関係機関の役割と責任<br>p.13-32                                  |                               | 3 章<br>Local Safeguarding Children Boards<br>地域子ども安全保障委員会<br>p.74-90                                                                         | 3 章<br>Local Safeguarding Children Boards<br>地域子ども安全保障委員会<br>p.88-111                                                                        | 3 章<br>Local Safeguarding Children Boards<br>地域子ども安全保障委員会<br>p.58-64         | 3 章<br>Local Safeguarding Children Boards<br>地域子ども安全保障委員会<br>p.65-71         | 3 章<br>Multi-agency safeguarding arrangements<br>多機関協働のセーフガードの取り決め<br>p.72-80                |
| 4 章<br>ROLE OF AGENCIES INVOLVED IN CHILD PROTECTION<br>子ども保護に関わる組織の役割<br>p.15-24                      | 4 章<br>Area child protection committees<br>地域子ども保護委員会<br>p.33-38                            |                               | 4 章<br>Training and development for inter-agency work<br>機関協働のための研修と能力開発<br>p.91-97                                                          | 4 章<br>Training, development and supervision for inter-agency working<br>機関協働のための研修、能力開発とスーパービジョン<br>p.112-132                               | 4 章<br>Learning and improvement framework<br>教訓から学び改善することのフレームワーク<br>p.65-72 | 4 章<br>Learning and improvement framework<br>教訓から学び改善することのフレームワーク<br>p.72-80 | 4 章<br>Improving child protection and safeguarding practice<br>子ども保護とセーフガードの実践の改善<br>p.81-92 |
| 5 章<br>WORKING TOGETHER-INDIVIDUAL CASES<br>個別ケースでの協働<br>p.25-40                                       | 5 章<br>Handling individual cases<br>個別事例の扱い—その具体的手順<br>p.39-62                              |                               | 5 章<br>Managing individual cases<br>個別ケースの取り扱い<br>p.98-146                                                                                   | 5 章<br>Managing individual cases where there are concerns about a child's safety and welfare<br>子どもの安全と福祉に懸念がある個別ケースの取り扱い<br>p.133-190       | 5 章<br>Child death reviews<br>子ども死にレビュー<br>p.73-84                           | 5 章<br>Child death reviews<br>子ども死にレビュー<br>p.81-91                           | 5 章<br>Child death reviews<br>子ども死にレビュー<br>p.93-101                                          |
| 6 章<br>THE CHILD PROTECTION CONFERENCE AND THE CHILD PROTECTION REGISTER<br>子ども保護会議と子ども保護登録<br>p.41-52 | 6 章<br>Child protection in specific circumstances<br>特別な条件下での子ども保護<br>p.63-74               |                               | 6 章<br>Supplementary guidance on safeguarding and promoting the welfare of children<br>子どもの安全保障と福祉の促進のための補足ガイダンス<br>p.147-154                | 6 章<br>Supplementary guidance on safeguarding and promoting the welfare of children<br>子どもの安全保障と福祉の促進のための補足ガイダンス<br>p.191-207                | Appendix<br>付録<br>p.85-96                                                    | Appendix<br>付録<br>p.92-108                                                   | Appendix<br>付録<br>p.102-110                                                                  |

章／章の題名（日本語訳）／ページ数

| 文書名                           | WT1991                       |          | WT1999                                                        |           | WT2006                                                                                                                 |           | WT2010                                                                                                                 |           | WT2013 | WT2015 | WT2018 |
|-------------------------------|------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|--------|--------|
|                               | 7章<br>JOINT TRAINING<br>合同訓練 | p.53-56  | 7章<br>Some key principles<br>重要な基本原則                          | p.75-86   | 7章<br>Child death review<br>processes<br>子ども死亡レビューの<br>プロセス                                                            | p.155-168 | 7章<br>Child death review<br>processes<br>子ども死亡レビューの<br>プロセス                                                            | p.208-232 |        |        |        |
| 8章<br>CARE REVIEWS<br>ケースレビュー |                              | p.57-60  | 8章<br>Case reviews<br>事例の「見直し調査」                              | p.87-96   | 8章<br>Serious case reviews<br>シリアスケースレビュー                                                                              | p.169-180 | 8章<br>Serious case reviews<br>シリアスケースレビュー                                                                              | p.233-256 |        |        |        |
|                               | APPENDIX<br>付録               | p.61-126 | 9章<br>Inter-agency training<br>and development<br>機関合同研修と能力開発 | p.97-102  | 2部<br>Non-statutory practice guidance<br>法定外ガイダンス                                                                      |           | 2部<br>Non-statutory practice guidance<br>法定外ガイダンス                                                                      |           |        |        |        |
| 章／章の題名（日本語訳）／ページ数             |                              |          | Appendices<br>付録                                              | p.103-119 | 9章<br>Lessons from research<br>and inspection<br>研究と調査からの教訓                                                            | p.183-188 | 9章<br>Lessons from research<br>研究と調査からの教訓                                                                              | p.258-283 |        |        |        |
|                               |                              |          |                                                               |           | 10章<br>Implementing the principles on working with children and their families<br>子どもとその家族との協働における原則の実施                | p.189-191 | 10章<br>Implementing the principles on working with children and their families<br>子どもとその家族との協働における原則の実施                | p.284-291 |        |        |        |
|                               |                              |          |                                                               |           | 11章<br>Safeguarding and promoting the welfare of children who may be particularly vulnerable<br>特に傷つきやすい子どもの安全保護と福祉の促進 | p.192-211 | 11章<br>Safeguarding and promoting the welfare of children who may be particularly vulnerable<br>特に傷つきやすい子どもの安全保護と福祉の促進 | p.292-321 |        |        |        |
|                               |                              |          |                                                               |           | 12章<br>Managing individuals who pose a risk of harm to children<br>子どもに危害を与える可能性のある個人の取り扱い                             | p.212-221 | 12章<br>Managing individuals who pose a risk of harm to children<br>子どもに危害を与える可能性のある個人の取り扱い                             | p.322-335 |        |        |        |
|                               |                              |          | Appendices<br>付録                                              |           | Appendices<br>付録                                                                                                       | p.222-249 | Appendices<br>付録                                                                                                       | p.336-370 |        |        |        |
|                               |                              |          |                                                               |           |                                                                                                                        |           |                                                                                                                        |           |        |        |        |

注：筆者作成

## 文献

- Children Act 1989 HMSO
- Children Act 2004 HMSO
- Chief Secretary to the Treasury (2003) *Every Child Matters*, Cm 5860, London, Stationery Office.
- Department of Health, Home Office, and Department of Education and Employment (1999) *Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-Agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children*. London, the Stationery Office. (=2002、松本伊智朗・屋代通子訳『子ども保護のためのワーキングトゥギャザー—児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン』医学書院.)
- GOV.UK『Written statement to Parliament “Working together to safeguard children” Safeguarding pupils』(<https://www.gov.uk/government/speeches/working-together-to-safeguard-children> 閲覧日：2020年12月14日)
- HM Government (2006) *Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-Agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children*. London, the Stationery Office.
- HM Government (2010) *Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-Agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children*. London, Department for Children, Schools and Families.
- HM Government (2013) *Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-Agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children*. London, Department for Education.
- HM Government (2015) *Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-Agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children*. London, Department for Education.
- HM Government (2018) *Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-Agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children*. London, Department for Education.
- Home Office, Department of Health, Department of Educational and Science, and the Welsh Office (1991) *Working Together to Safeguard Children under the Children Act 1989: A Guide to Arrangements for Inter-Agency Co-Operation for the Protection of Children from Abuse*. London, HMSO.
- 増沢高・田中恵子 (2018)『平成30年度研究報告書 イギリスの児童福祉制度視察報告書』子どもの虹情報研修センター.
- 増沢高 (2019)「イギリスにおける児童保護の現状」『小児科臨床』72 (12)、1758-1764.
- 松本伊智朗 (2002)「訳者による解説：イギリスにおける子ども保護制度と『ワーキングトゥギャザー』」イギリス保健省・内務省・教育雇用省、松本伊智朗・屋代通子訳『子ども保護のためのワーキングトゥギャザー—児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン』医学書院.
- 松本伊智朗 (2007)「イギリスにおける政策方向と『ゆれ』」小林美智子・松本伊智朗編『子ども虐待 介入と支援のはざまで—『ケアする社会』の構築に向けて』明石書店.
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2020)『アドボケート制度の構築に関する調査研究 報告書』
- Munro, E. (2011) *The Munro Review of Child Protection: Final Report — A child-centred system*, Cm 8062, London, Department for Education.
- 永野咲 (2020)「社会的養護と当事者活動」杉田真衣・谷口由希子編『シリーズ子どもの貧困4 大人になる・社会をつくる—若者の貧困と学校・労働・家族』明石書店.
- 長瀬正子 (2019)「子どもの『声』と子どもの貧困—子どもの権利の視点から」松本伊智朗・湯澤直美編『シリーズ子どもの貧困1 生まれ、育つ基盤—子どもの貧困と家族・社会』明石書店.
- NSPCC『A summary of “Working together to safeguard children” (2013)” NSPCC current awareness briefing』(<https://www.essexprimaryscitt.co.uk/wp-content/uploads/2013/12/A-summary-of-Working-together-to-safeguard-children-2013-NSPCC.htm> 閲覧日：2020年12月14日)

- NSPCC『Working together to safeguard children guidance updated』NSPCC Learning (<https://learning.nspcc.org.uk/news/2018/july/working-together-to-secure-children-guidance-updated> 閲覧日：2020年12月14日)
- 小野善郎・薬師寺真編(2019)『児童虐待対応と『子どもの意見表明権』——一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み』明石書店.
- Parton, N. (2011a) Child Protection and Safeguarding in England: Changing and Competing Conceptions of Risk and their Implications for Social Work. *British Journal of Social Work* (2011) 41, 854-875.
- Parton, N. (2011b) The increasing length and complexity of central government guidance about child abuse in England: 1970-2010. *Discussion Paper. University of Huddersfield*, Huddersfield (Unpublished)
- Parton, N. (2014) Critical Commentary Social Work, Child Protection and Politics: Some Critical and Constructive Reflections. *British Journal of Social Work* (2014) 44, 2042-2056.
- 田邊泰美(2006)『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』明石書店.
- 田邊泰美(2011)「ベビー P 虐待死亡事件とラミング報告書——繰り返される第二のクリンビエ事件——」『園田学園女子大学論文集』45、215-241.
- 田邊泰美(2012)「英国児童虐待防止研究—労働党政権における児童福祉／虐待防止政策のソーシャルワークへの影響と変化—」『園田学園女子大学論文集』46、209-226.
- 谷口由希子(2020)「家族にまつわる不利と不平等—依存できない家族の中で大人になる」杉田真衣・谷口由希子編『シリーズ子どもの貧困4 大人になる・社会をつくる—若者の貧困と学校・労働・家族』明石書店.
- 津崎哲雄(2013)『英国の社会的養護の歴史—子どもの最善の利益を保障する理念・施策の現代化のために』明石書店.
- Unicef『子どもの権利条約』全文(政府訳) ([https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html) 閲覧日：2020年12月14日)

(北海道大学大学院教育学院・修士課程)